#### 環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和6年4月 福島国際研究教育機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第7条第1項の規定に基づき、令和6年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

### I. 特定調達物品等の令和6年度における調達の目標

令和6年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更(令和5年12月22日閣議決定。以下「基本方針」という。)に 定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの)の調達目標は、以下のとおり とする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

#### 1. 紙類

情報用紙(コピー用紙、フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター用塗工 紙)

印刷用紙(塗工されていない印刷用紙、

塗工されている印刷用紙)

衛生用紙 (トイレットペーパー、ティッシュペーパー)

調達を実施する品目については、 調達目標は100%とする。

※印刷用紙の調達が困難となる場合には、業務の継続を確保するため、当分の間、 調達予定物品等の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調 達等、柔軟に対応する。

### 2. 文具類

 シャープペンシル
 調達を実施する品目については、

 シャープペンシル替芯
 調達目標は100%とする。

 ボールペンマーキングペン鉛筆スタンプ台朱肉印章セット印箱公印

ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー (汎用型) ステープラー (汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具 (テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 布粘着テープ(プラスチック製クロステ ープを含む。) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット (バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケー ス) 紙めくりクリーム 鉛筆削 (手動) OAクリーナー (ウエットタイプ) O A クリーナー (液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター (枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁

のり(液状)(補充用を含む。) のり(澱粉のり)(補充用を含む。) のり(固形)(補充用を含む。) のり (テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム(台紙を含む。) つづりひも カードケース 事務用封筒 (紙製) 窓付き封筒 (紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札 (机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ(フックを含む。) チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド

### 3. オフィス家具等

いす
れ
脚達を実施する品目については、
調達目標は100%とする。
切
収納用什器(棚以外)
ローパーティション
コートハンガー
傘立て

掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド

#### 4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ

令和6年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。(コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機は、基準値1もしくは基準値2を満たすものとする。)

### 5. 電子計算機等

電子計算機令和6年度に購入する物品及び同磁気ディスク装置年度から新たにリース・レンタルディスプレイ契約を行うものについては、調達記録用メディア目標は100%とする。

### 6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池

### 7. 移動電話等

携帯電話	令和6年度に購入する物品及び同
PHS	年度から新たにリース・レンタル
スマートフォン	契約を行うものについては、調達
	目標は100%とする。

#### 8. 家電製品

電気冷蔵庫	調達を実施する品目については、
電気冷凍庫	調達目標は100%とする。(電
電気冷凍冷蔵庫	気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷
テレビジョン受信機	凍冷蔵庫は、基準値1もしくは基
電気便座	準値2を満たすものとする。)

雷二	アレンジ	
	トレンン	

# 9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー	令和6年度に購入する物品及び同
業務用エアコンディショナー	年度から新たにリース・レンタル
ガスヒートポンプ式冷暖房機	契約を行うものについては、調達
ストーブ	目標は100%とする。(業務用
	エアコンディショナーは基準値1
	もしくは基準値2を満たすものと
	する。)

### 10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器	令和6年度に購入する物品及び同
ガス温水機器	年度から新たにリース・レンタル
石油温水機器	契約を行うものについては、調達
ガス調理機器	目標は100%とする。

# 11. 照明

LED照明器具	調達を実施する品目については、
LEDを光源とした内照式表示灯	調達目標は100%とする。(L
電球形LEDランプ	ED照明器具は基準値1を満たす
	ものとする。)

### 12. 自動車等

	·
乗用車	令和6年度に購入する物品及び同
小型バス	年度から新たにリース契約を行う
小型貨物車	ものについては、調達目標は10
バス等	0%とする。(小型バス、小型貨
トラック等	物車、バス等、トラック等、トラ
トラクタ	クタ及び乗用車用タイヤは基準値
	1もしくは基準値2を満たすもの
	とする。)
乗用車用タイヤ	調達を実施する品目については、
2 サイクルエンジン油	調達目標は100%とする。

# 13. 消火器

消火器	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。

# 14. 制服•作業服等

制服	調達を実施する品目については、
作業服	調達目標は100%とする。

帽子	なお、ポリエステル繊維を使用し
靴	た製品の調達の際は、基本方針の
	判断の基準を満たし、さらに再生
	ポリエステルができる限り多く使
	用されている製品を選択する。

### 15. インテリア・寝装寝具

10. イマノソノ で衣仗共	
カーテン	調達を実施する品目については、
布製ブラインド	調達目標は100%とする。(タ
金属製ブラインド	イルカーペットは基準値1もしく
タフテッドカーペット	は基準値2を満たすものとする。
タイルカーペット	)
織じゅうたん	なお、ポリエステル繊維を使用し
ニードルパンチカーペット	た製品の調達の際は、基本方針の
毛布	判断の基準を満たし、さらに再生
ふとん	ポリエステルができる限り多く使
ベッドフレーム	用されている製品を選択する。
マットレス	

# 16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
	(研究実験等に使用する特殊手袋
	は除く。)

# 17. その他繊維製品

集会用テント	調達を実施する品目については、
ブルーシート	調達目標は100%とする。
防球ネット	なお、ポリエステル繊維を使用し
旗	た製品の調達の際は、基本方針の
のぼり	判断の基準を満たし、さらに再生
幕	ポリエステルができる限り多く使
モップ	用されている製品を選択する。

# 18. 設備

太陽光発電システム(公共・産業用)	調達の予定はない。
太陽熱利用システム(公共・産業用)	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水器具	調達の予定はない。
給水栓	調達の予定はない。

日射調整フィルム	調達の予定はない。
低放射フィルム	調達の予定はない。
テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
Web会議システム	調達の予定はない。

# 19. 災害備蓄用品

· > 4 H MM H > 14 F H	
災害備蓄用飲料水	調達を実施する品目については、
アルファ化米	調達目標は100%とする。
保存パン	
乾パン	
レトルト食品等	
栄養調整食品	
フリーズドライ食品	
非常用携帯燃料	
携带発電機	
非常用携带電源	

# 20. 公共工事

公共工事	公共工事の中で、基本方針に位置
	付けられた資材・建設機械、工法
	及び目的物の品目を使用する場合
	は、事業ごとの特性、必要とされ
	る強度や耐久性、機能の確保、コ
	スト等に留意しつつ、原則として
	、基本方針に定める判断の基準を
	満足するものを使用するものとす
	る。

# 21. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する場合には、調達目
	標を100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備	調達を実施する場合には、調達目
	標を100%とする。
庁舎管理	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
加煙試験	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
清掃	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。

タイルカーペット洗浄	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
機密文書処理	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
植栽管理	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
害虫防除	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。(ただし、
	判断基準のうち②、③、④につい
	ては努力目標とする。)
輸配送	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
旅客輸送	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。(ただし、
	判断基準のうち⑥については努力
	目標とする。)
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
引越輸送	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
会議運営	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。
印刷機能等提供業務	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。

# 22. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合には、調達目
	標は100%とする。

# Ⅱ. 特定調達物品等以外の令和6年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品等を選択する際は、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。

### Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1. 機構内に環境物品等の調達推進のための連絡会議を設ける(別紙)。
- 2. 本調達方針は全ての部署を対象とする。
- 3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるよう努める。
- 5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 7.全ての木質及び紙(古紙を除く。)が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日林野庁作成)に準拠して行うよう努める。
- 8. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入やバイオマス等の代替自動車燃料の利用を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 9. 事業者の選定に当たっては、ISO14001若しくはエコアクション21 (環境活動評価プログラム)等により環境管理を行っている者、又は環境報告書 を作成している者を優先して考慮するものとする。
- 10. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
- 11. 本調達方針に基づく調達担当窓口は総務部財務課とする。

環境物品等の調達推進のための連絡会議

座長:総務部長

総務部財務課長

研究開発推進部研究開発企画課長